

入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の見直しを求める意見書について

入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の見直しを求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和3年12月9日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

石川 厚子

小松 あきら

能登谷 繁

入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を
可能とする政府方針の見直しを求める意見書

菅前首相は、本年8月2日に開催された新型コロナウイルス感染症の医療提供体制に関する関係閣僚会議において、重症患者や重症化リスクの特に高い方以外の方は自宅での療養を基本とする方針を発表した。その翌日には、重症患者や、中等症以下の患者の中で特に重症化リスクの高い方に入院治療を重点化し、入院させる必要がある患者以外の方は自宅療養を基本とする考え方をとることも可能である旨、各都道府県・保健所設置市・特別区宛てに通知した。

しかし、自宅療養中の患者が亡くなる事例が生じているほか、患者の症状は常に急変する可能性があり、その場合には救命処置を迅速に行うなどの対応が必要であることから、政府は入院治療を原則とした上で、宿泊療養施設など医療スタッフが常駐する環境の整備に尽力し、全ての患者の命を救おうとする姿勢を国民に示す必要がある。

よって、政府においては、入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針を見直すよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会